広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例施行規則

平成１９年３月２８日

規則第１４号

広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第１７号。以下「条例」という。）第１３条第２項第５号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(1) 条例等（条例第２条第１号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

附　則

この規則は、公布の日から施行する。